

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部 修平
(コード 8739 JASDAQ スタンダード)
問い合わせ先 経営管理部長 峰松 洋志
電 話 番 号 03 - 6711 - 9100

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなりますが、基準日までの間の新株予約権の行使等により増加する可能性があります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	2,080,427 株
② 株式の分割により増加する株式数	205,962,273 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	208,042,700 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	644,000,000 株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

(4) 新株予約権行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年6月22日定時株主総会決議に基づく第6回新株予約権（平成17年1月18日発行）	141,000円	1,410円
平成17年6月18日定時株主総会決議に基づく第7回新株予約権（平成18年3月29日発行）	1円	1円
平成18年6月23日定時株主総会決議に基づく第8回新株予約権（平成19年4月25日発行）	1円	1円
平成18年6月23日定時株主総会決議に基づく第9回新株予約権（平成19年6月13日発行）	1円	1円
平成19年6月21日定時株主総会決議に基づく第10回新株予約権（平成20年6月6日発行）	49,954円	500円
平成19年6月21日定時株主総会決議に基づく第11回新株予約権（平成20年6月6日発行）	1円	1円
平成22年6月18日定時株主総会決議に基づく第12回新株予約権（平成23年5月30日発行）	9,899円	99円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

株式の分割の効力発生日である平成25年10月1日（火曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

（ご参考）

平成25年9月26日（木曜日）をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日（火曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を、株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第5条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,440,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>644,000,000</u> 株とする。
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 7 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u></p> <p>第 8 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 5 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p><u>②なお、本附則第 1 条は、平成 25 年 10 月 1 日をもって削除されるものとする。</u></p>
--	--

(注) 本年 6 月 17 日開催予定の第 24 回定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式について権利内容を明確にする等を目的とした定款変更議案を付議いたします。内容の詳細については、本日付プレスリリース「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上